

文化・スポーツ知事感謝状に関する要綱

(目的)

第1条 本県の文化及びスポーツの振興・発展を図るため、本県の文化又はスポーツの振興・発展に貢献し、その功績が顕著である個人又は団体（以下「個人等」という。）に対して、文化・スポーツ知事感謝状（以下「知事感謝状」という。）を贈呈する。

(贈呈の対象)

第2条 知事感謝状の贈呈の対象は、次の各部門の振興・発展に貢献し、その功績が顕著である個人等とする。

- (1) 文化部門 分野：美術、音楽、演劇、舞踊、文芸、生活芸術その他
- (2) スポーツ部門 分野：スポーツ、レクリエーション

(贈呈数)

第3条 知事感謝状の贈呈数は6以内を総数とし、原則としてそれぞれ当該部門に定める数以内の個人等に贈呈する。

- (1) 文化部門 4以内
- (2) スポーツ部門 4以内

(候補者の推薦及び決定)

第4条 文化スポーツ局長は、個人若しくは団体から推薦のあった候補者のうちから知事感謝状を贈呈する個人等を決定する。

(贈呈の期日)

第5条 知事感謝状の贈呈の期日は、毎年11月3日とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(推薦資料)

第6条 知事感謝状の候補者を推薦しようとする個人若しくは団体は、次に掲げる書類を文化スポーツ局長に提出するものとする。

- (1) 推薦書（様式第1号又は様式第2号） 1部
- (2) 受賞候補者の経歴書（様式第3号又は様式第4号） 1部

(受賞者への通知)

第7条 知事感謝状を贈呈する個人等が決定したときは、当該個人等及び推薦者に通知する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、知事感謝状の贈呈に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月17日から施行する。

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。